

所有地の適正な管理をお願いします

■ 樹木は早めにお手入れを

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落としていたり、道路上に伸び出ていたり、車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらに起因して事故が発生した場合は、当該樹木の所有者は責任を問われることがあります。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。

■ 大雨による土砂流出にも注意

また、大雨などにより、畑や荒地などの民地などから道路に土砂が流出している場合があります。土砂が道路に流出すると、側溝のつまりや道路幅員の減少など、通行の支障となりますので、土地所有者や土地管理者は適正な管理をお願いします。

■ 作業上の注意事項

○電線や電話線がある箇所の作業は危険が伴いますので、事前に最寄りの東京電力やNTTに確認してください。

○通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止など十分にご注意ください。

【連絡先】

○東京電力茨城カスタマーセンター
 ター ☎0120・995・332

不法投棄は犯罪です

一部の心ない人により、山林、道路際、河川敷、空き地などで不法に投棄される廃棄物があつてを絶ちません。

不法投棄は、罪が非常に重く、個人の場合5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合で悪質なケースは、3億円以下の罰金が処されることになっています。不法投棄された廃棄物を放置することは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発して生活環境を悪化させることになります。そして、よく誤解されているのが、自分の土地なら不法投棄にならないかと思っている方が多いことです。他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。

不法投棄の防止には不法投棄されない環境をつくるのが大

○NTT東日本 ☎113 (局番なし)

※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話からの場合
 ☎0120・444・113

問 谷和原庁舎建設課 ☎58
 2111 (内線5205)



切です。特に自己所有地や管理地への不法投棄も多くなつてきていますので、所有者・管理者の皆さんは柵などの設置を行い、不法投棄の未然防止に努めてください。

大量・悪質な不法投棄している現場を見かけたら、市役所生活環境課廃棄物対策室までご連絡ください

収集できないごみにご注意を

ごみは、家庭から出たものであつても、処理施設(常総環境センター)で処理できないものは、収集できませんのでご注意ください。詳細は常総広域圏家庭ごみ分別の手引きP26～27をご参照ください。

※事業系のごみは集積所には出せません。

※産業廃棄物の処理は、常総環境センターでは行っておりません。

【品目別問い合わせ先】

■家電4品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により、回収とリサイクルにかかる費用は、これらの製品を排出するもの(使った人)がリサイクル料を負担することになっていきます。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

■バイク

原付バイクを含めたオートバイの処分は二輪車リサイクルセンター(☎050・3000・0727)へお問い合わせください。

■パソコン

家庭で不要になったパソコンはメーカーが回収し再資源化します。廃棄するパソコンの

メーカーまたはパソコン3R推進協会(☎03・5282・7685)へお問い合わせください。

【購入店または廃棄物処理専門業者へ処分を依頼するもの】

■危険物

ガスボンベ、医療廃棄物(感染症の恐れのあるもの)、劇毒物、農薬、塗料、廃油(食用油を除く)、火薬、消火器など

■土砂類

土、石、砂、燃えがら(焼却灰)など

■建築廃材

瓦、コンクリート、レンガ、タイル、保温材、浴槽(FRP、人造大理石製)、

■自動車部品材

タイヤ(外径76センチより大きいもの)、バッテリー、マフラー、バンパーなど

■その他

ピアノ、農機具(50センチより重いもの)、動物のフン、農業用ビニール、金庫(耐火性のもの)、切り株、ドラム缶など

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58
 2111 (内線3304)